

平成30年度被災者の参画による心の復興事業費補助金への応募に係る質問回答

岩手県復興局生活再建課
平成30年5月11日

区分	質問内容	回答内容	備考
応募要件	募集要項の2(2)に、①に掲げる要件のいずれにも該当する事業が応募可能とあるが、①力の「震災の風化防止又は地域活性化を主たる目的とする事業にあつては、震災の風化防止の発信効果又は地域活性化の波及効果が妥当な事業であること」という要件について、応募要件チェックリストの記載例では、入力を要しないこととなっている。どのように捉えればよいか。	応募事業が、震災の風化防止又は地域活性化を主たる目的とする事業の場合には、震災の風化防止の発信効果又は地域活性化の波及効果が妥当な事業であることが応募要件となることから、応募要件チェックリストのチェック欄及び該当するとして理由・説明欄に入力いただく必要がある。応募事業が、風化防止又は地域活性化を主たる目的とする事業でない場合には、入力する必要はない。	H30.4.27 説明会質疑応答
応募要件	募集要項2(2)②の特別事業の要件に「ア 参加者の半数以上が・・・災害公営住宅等に居住する被災者となるよう計画・・・」とあるが、ここでいう「災害公営住宅等に居住する被災者」と事業計画(1-1)の【10.参加見込人数、風化防止・地域活性化の波及効果】の「災害公営住宅居住者(防集移転、自主再建者含む)」は同じと捉えてよいか。	そのとおりである。 事業計画(1-1)の【10.参加見込人数、風化防止・地域活性化の波及効果】の「災害公営住宅居住者(防集移転、自主再建者含む)」は恒久住宅移行者との認識である。	同上
応募要件	募集要項2(1)①一般事業の要件に「キ 費用対効果の観点から妥当な事業であること」とあるが、対象者一人あたりの事業費の指標があれば教えていただきたい。	対象者一人あたりの具体的な基準額等はない。 取組内容及び参加人数等を勘案した事業効果や、活動頻度等を総合的に考慮して妥当であるか審査するものである。	同上
応募書類	補助金申込書の「収益総額」は、収益事業を行っている場合の収益事業の総額であるか。あるいは会費を含む法人全体の収益の額であるか。	法人税法上の収益事業による収益総額を記載願う。	同上
応募書類	事業計画(1-1)の10.(1)の参加見込人数について、明確に応急仮設住宅居住者や災害公営住宅の居住者等に分けることが難しいがどうすればよいか。	参加見込人数については、自治体や自治会等から情報を収集するなどの上で、区分されたい。	同上
応募書類	事業計画(1-1)10(1)①の全体の参加見込み人数について、一般事業に関しては、被災者が全体の何%以上でなければならないということはあるか。	特別事業に関しては、全体の参加見込み人数(延べ人数)に占める応急仮設住宅、民間賃貸住宅(みなし仮設)、災害公営住宅(防集移転、自主再建者を含む)の居住者の割合が50%以上となる必要があるが、一般事業に関しては、明確な割合はない。 ただし、一般事業においても、特別事業と同様に、上記居住者の割合が50%以上となることが望ましい。	同上

平成30年度被災者の参画による心の復興事業費補助金への応募に係る質問回答

岩手県復興局生活再建課
平成30年5月11日

区分	質問内容	回答内容	備考
応募書類	被災者の定義について、インフラが不便となったり、勤務先が被災した方など、副次的な被害を受けた方についても被災者に含めて良いのか。 また、これらの方を被災者として含めて良い場合、計画書(1-1)10(1)①の全体の参加見込み人数記載欄のうち、どの項目に記載すれば良いのか。	当事業は、復興庁の被災者支援総合交付金交付要綱に定める「心の復興」事業として実施しているものであるが、同交付要綱において、「心の復興」事業の対象者は、「応急仮設住宅及び災害公営住宅等に居住する被災者、関係する地域住民及び支援者等」とされており、被災者（特に応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）や災害公営住宅等に居住する方）を対象として実施することが基本とされている。 当事業においても、同様の考え方であるが、具体的にどの方を被災者に含めるかについては、各事業者の判断によらねたい。 なお、応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）や災害公営住宅等の居住者以外の避難者（例：親戚の家に住まわっている方）については、計画書(1-1)10(1)①の全体の参加見込み人数記載欄のうち「その他避難者」に記載し、それ以外の被災者については「その他（来訪者等）」に記載願う。	同上
応募書類	自宅再建した方や、被災したが一般住宅や一般公営住宅に住む方、生活のインフラが途絶えた方は当事業の被災者の定義に含まれるか。	上記に同じ。 なお、自宅再建した方など、恒久住宅に移行した方は、事業計画(1-1)の【10.参加見込人数、風化防止・地域活性化の波及効果】の「災害公営住宅居住者（防集移転、自主再建者含む）」に記載願う。	同上
事業選定	一般事業 上限200万円 特別事業 上限200万円+150万円 =350万円 の2種類あるが、先日の説明会の話では、平成29年度は「特別事業枠」で応募したところでも内容を審査し特別枠にそぐわない場合は一般事業枠の上限200万円での事業実施であったが、平成30年度は募集段階から2種類のいずれかを選んで申請する事になったということであった。 という事は例えば、特別事業350万円に応募し、審査の上でそぐわない場合は一般事業200万円での実施に格下げということではなく、落選という事になるのか。	平成30年度からは、一般事業と特別事業の応募及び審査はそれぞれに行うこととしたことから、例えば特別事業に応募し、審査の結果、県の定める特別事業の基準に達しないと判断された場合には、一般事業としては採択せず、不採択となる。	H30. 4. 30 メール受付